刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱

一　被疑者の供述及び取調べの状況の録画等

１　被疑者の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて、その映像及び音声を記録媒体に記録しなければならないものとすること。この場合においては、同時に、同一の方法により二以上の記録媒体に記録するものとすること。（第百九十八条の二第一項関係）

２　１により記録をした記録媒体の一については、取調べを終了したときは、速やかに、被疑者の面前において封印をしなければならないものとすること。この場合においては、当該記録媒体が１により記録をしたものであることについて、被疑者に確認を求めることができるものとすること。（第百九十八条の二第二項関係）

３　２の確認がされたときは、２の封印に被疑者の署名押印を求めることができるものとすること。ただし、被疑者がこれを拒絶した場合は、この限りでないものとすること。（第百九十八条の二第三項関係）

４　被疑者又はその弁護人は、１により記録をした記録媒体（２により封印をした記録媒体以外のものに限る。）を閲覧し、若しくは聴取し、又はその複製を作成することができるものとすること。被告人又

はその弁護人についても、同様とするものとすること。（第百九十八条の二第四項関係）

5　4により閲覧され、若しくは聴取され、又は複製が作成された記録媒体に係る複製等の管理及び保管、目的外使用の禁止並びに目的外使用の罪については、被告事件の審理の準備のために開示された証拠に係る複製等と同様とするものとすること。（第百九十八条の二第五項から第九項まで及び第二百八十一条の三関係）

6　1により記録をした記録媒体の取調べについては、2により封印をした記録媒体の封印を開封した上、これを再生するものとすること。（第三百七条の二関係）

7　被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面であって、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものは、その供述が1又は2に違反してなされた取調べにおいてされたものであるときは、これを証拠とすることができないものとすること。（第三百二十二条第二項前段関係）

8　被疑者の弁解についても、1から7までと同様とするものとすること。（第二百三条第五項、第二百四条第四項、第二百五条第五項及び第三百二十二条第二項後段関係）

二　公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等

１　公判前整理手続において、検察官は、その保管する当該被告事件に係る証拠の標目を記載した一覧表を作成し、取調べを請求した証拠を開示する際に、当該一覧表について、被告人又は弁護人に対し、これを閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与える方法による開示をしなければならないものとすること。（第三百十六条の十四の二第一項関係）

２　検察官は、１により証拠の標目を記載した一覧表の開示をするに当たり、当該一覧表に記載された者の氏名が明らかにされることにより、その者の身体又は財産に害を加える行為がなされる等のおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、その者の氏名が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができるものとすること。（第三百十六条の十四の二第二項関係）

３　１により開示された証拠の標目を記載した一覧表に係る複製等の管理及び保管、目的外使用の禁止並びに目的外使用の罪については、被告事件の審理の準備のために開示された証拠に係る複製等と同様とするものとすること。（第三百十六条の十四の二第三項関係）

三　その他

1　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、二は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。（附則第一項関係）

2　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、一１の被疑者の供述及び取調べの状況の録画等は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件についての被疑者の取調べ（特別司法警察職員が行うものを除く。）について行わなければならないものとすること。（附則第二項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うものとすること。